

議案第1号

幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会規約

(設置)

第1条 幕別町、更別村及び忠類村(以下「関係町村」という。)は、市町村合併の基本的事項等について協議するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 協議会は、幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 関係町村の合併に関する基本的事項
- (2) 合併にかかわる調査研究に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、幕別町に置く。

(委員)

第5条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 関係町村の長及び助役
- (2) 関係町村の議長及び各議会が選出する議員1名
- (3) 関係町村の長が推薦する関係町村の住民2名

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、関係町村長の協議により、関係町村の長のうちからこれを選任する。

3 副会長は、前項の規定により、会長に選任された者を除く2名をもって充てる。

4 監事は、委員の互選により、これを選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定め

る。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会に要する経費は、関係町村が均等に負担する。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13条 協議会の出納は、監事が監査する。

2 監事は、前項の規定による監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第14条 会長、副会長、委員及び監事の報酬及びその職務を行うために要する費用弁償の支給等については、会長が会議に諮りこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年8月21日から施行する。